#### 生産緑地買取申出の際に提出いただく書類

①生産緑地買取申出書(様式第2)・・・様式は市川市ホームページから取得できます 所有者が申出者となり、記入・押印(実印)します。 所有者が複数の場合、所有者全員が申出者となり記入します。 相続未登記の場合、申出者は法定相続人全員、または遺産分割協議済みであれば相 続予定者のみとなります。

#### ②主たる農業従事者の証明書【農業委員会発行】

買取申出の事由が主たる農業従事者の死亡または故障の場合に必要となります。 (生産緑地指定から30年が経過した事由で買取申出をする場合は不要となります。)

### ③農業の継続が不可能であることを証明する書類

主たる従事者の死亡の場合・・・・・・戸籍の除籍謄本 主たる従事者の身体上の故障の場合・・・※医師の診断書、施設の入所証明書など (生産緑地指定から30年が経過した事由で買取申出をする場合は不要となります。)

- ④遺産分割協議書の写し(※相続登記が済んでいない場合)
- ⑤土地登記簿謄本(全部事項証明書) 【発行から3か月以内のもの】 法務局で取得した、買取申出をする土地の登記簿謄本。(ネット取得不可)
- ⑥公図写し【発行から3か月以内のもの】 法務局で取得した、買取申出をする土地全体が確認できるもの。 (ネット取得不可)

#### ⑦生産緑地に係る他の権利消滅確約書

申し出る土地に抵当権等他の権利が設定されている場合は、市(または他の公共団体等)が買い取る際にその権利を消滅させる旨の当該権利者の同意書。

#### ⑧印鑑登録証明書【発行から3か月以内のもの】

申出者全員、法定相続人または相続予定者の印鑑登録証明書が必要となります。

- ⑨委任状(申出者本人以外の方が手続きを行う場合)
- ⑩案内図
- ⑪買取申出する農地の現況写真(日付入り・2方向以上から撮影したもの)
- ※医師の診断書には、「<u>農業従事が不可能であること</u>」が明確に記載されている必要があります。
- ※遺産分割協議前に買取申出を行う場合は、法定相続人全員の名義にて申出をして下さい。 この場合、法定相続権を有する旨を確認できる書類(戸籍謄本等)を全員分用意していた だきます。

また、事情に応じてその他の書類の提出をお願いする場合があります。

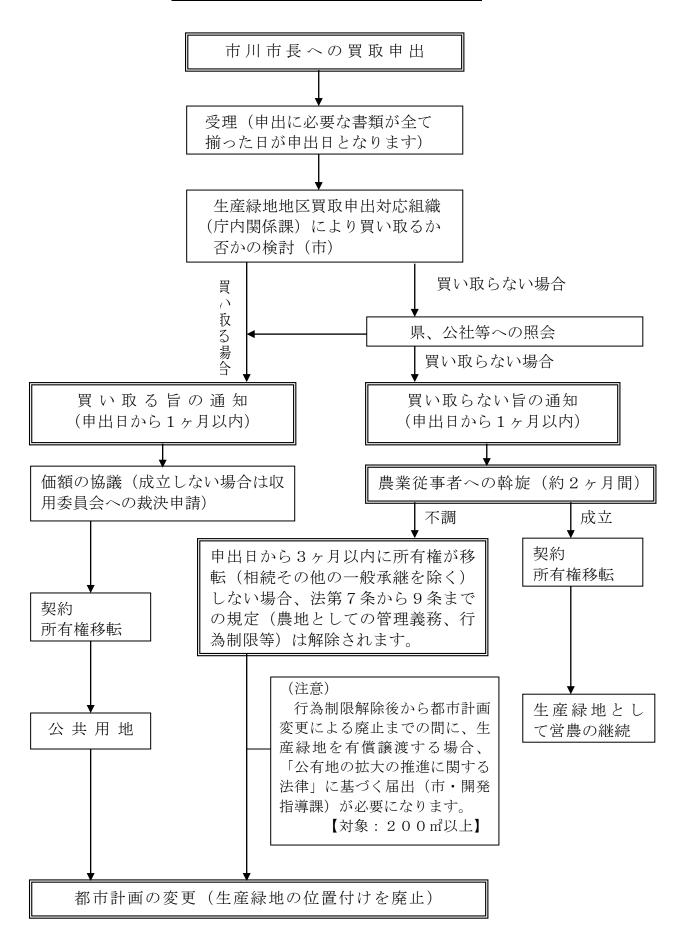
### 生産緑地地区の買取申出について

生産緑地地区の指定を受けた農地については、生産緑地法により**指定から30年間** 農地としての管理が義務付けられており、この期間中は建築物の建築や宅地の造成など農業以外の行為をすることはできません。(ただし、農業生産に必要な施設の設置等の行為については、予め市長の許可(担当:農業振興課)を得るほか他法令に抵触しなければ可能です。)

また、期間の途中で指定を解除することもできません。ただし、次の事項に該当する場合は生産緑地法第10条の規定により例外的に市に対し買取りの申出をすることができます。

- 1. 農業の主たる従事者が死亡し、相続人が営農を継続しない場合
- 2. 農業の主たる従事者が営農の継続を不可能にさせる**身体上の故障**を有するに至り、本人に代わって営農を継続する者がいない場合
  - ◎営農の継続を不可能にさせる身体上の故障(生産緑地法施行規則第4条より)
  - (1) 両眼の失明
  - (2) 精神の著しい障害
  - (3) 神経系統の機能の著しい障害
  - (4) 胸腹部臓器の機能の著しい障害
  - (5) 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害
  - (6) 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能 の著しい障害
  - (7) 上記に掲げる障害に準ずる障害
  - (8) 1年以上の期間を要する入院その他の事由(※)により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの
    - ※ その他の事由 ①主たる従事者が養護老人ホームに入所する場合等 ②著しい高齢となり運動能力が著しく低下した場合
    - ☆ なお、上記の故障等の認定に当たっては、医師の診断書、施設の入所証明など農林漁業に従事することが不可能であることを証明する書類の提出が必要です。
  - ※買取申出後の事務の流れ(別図参照)

# 買取申出後の事務の流れ



### 生 産 緑 地 買 取 申 出 書

年 月 日

(あて先)

市川市長

申出をする者	住	所	
           	氏	名	(白)

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

- 1 買取り申出の理由
- 2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地 積 (㎡)	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所

#### 3 参 考 事 項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造		当該工作物の 所有者の	当該工作物に存する所有権以外の権利		
	概要	面積(m²)(f	住所及び氏名	種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所	

(2) 買取り希望価額

千円 (約 千円/m²)

(3) その他参考となるべき事項

1 「買取り申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第2条の規定により算定した割合以上従事しているものを含む。)が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同令第2条の規定により算定した割合以上従事しているものを含む。以下同じ。)については、当該生産緑地(農地又は採草放牧地に限る。)の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同令第4条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。

- 2 「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をかっこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
- 3 「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」の欄には、土地登記簿に記載された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測 地積を「地積」の欄にかっこ書で記載すること。
- 5 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

# 申出をする者 (複数の場合)

住 所	
氏 名	(月)
住 所	
氏 名	(印)
住 所	
氏 名	(印)
住 所	
氏 名	(印)
住 所	
氏 名	(印)

○ 相続発生後、土地登記簿上の所有権移転が未了のまま買取申出書を提出する場合 (2 通り)の注意事項

方法1:遺産分割協議書が作成された場合・・・・

- ・ 買取申出者名義は、遺産分割協議書上の当該土地相続人全員とすること
- ・ 遺産分割協議書を添付すること

方法2:遺産分割協議も未了の場合・・・・

- ・ 買取申出者名義は、法定相続人全員とすること
- ・ 法定相続権を有することを確認できる戸籍謄本等を添付すること (全員分)

市長

住_	所	
氏	名	ED
<del></del>		
雷	話	

## 生産緑地地区に係る他の権利消滅確約書

生産緑地法第10条の規定に基づいて買取りを申し出た土地に関して、同法第12条第1項又は第2項の規定により買い取る旨の通知がなされた場合は、 当該土地に係る所有権以外の権利を消滅させることを確約します。

記

買取申出の土地の所在及び地番	地目	地積(m²)	権利の種類

# 記入例

様式第2 (第5条関係)

生 産 緑 地 買 取 申 出 書

記入しない→ 年 月 日

(あて先)

市川市長

由山ナ、十7半	住	所	市川市八幡〇丁目〇番	
申出をする者	氏	名	市川太郎	実剛

実印を押す。2名以上の場合は2枚目へ記

#### 入!

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

- 1 買 取 り 申 出 の 理 由 生産緑地に係る農業の主たる従事者〇〇〇の死亡・故障 / 指定の告示から30年経過
- 2 生産緑地に関する事項

证在及水地来	地目	地 積 - (㎡)	当該生産緑地に存する所有権以外の権利			
所在及び地番			種類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所	
市川市南八幡〇丁目〇番	畑	600	抵当権	金銭消費貸借	市川市〇×銀行 市川市八幡〇丁目〇番	

#### 3 参 考 事 項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造	延 べ 当該工作物の面積 所有者の		当該工作物に存する所有権以外の権利		
7711170	/14 ~	概要			種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住所
市川市南八幡	温室	鉄骨		市川市八幡 〇丁目〇番 市川 太郎	抵当権	金銭消費貸借	市川市〇×銀行 市川市八幡〇丁目〇番

(2) 買取り希望価額

 $\bigcirc$  $\triangle$ imes $\square$  円 (約 $\bigcirc$  $\triangle$ 千円/ <math>| | | ←時価で買い取ることとなっているので、あまりかけ離れた金額を記入しない。

(3) その他参考となるべき事項

# 申出をする者(複数の場合)

住 所	〇〇市〇〇町〇〇番
氏 名	
住 所	$\triangle$ $\triangle$ 市 $\triangle$ $\Delta$ 町 $\triangle$ $\Delta$ 番
氏 名	
住 所	
氏 名	(印)
住 所	
氏 名	(印)
住 所	
氏 名	(印)